

○環境省令第 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第七項及び第十二条第一項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

環境大臣 山本 公一

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)			
<p>第十条 法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。</p>			
改正後	改正前	改正後	改正前
<p>対象狩猟鳥獣</p> <p>ヤマドリ（スイルマテイクス・ソエンメルリンギイ）（亜種コシジロヤマドリ）スイルマテイクス・ソエンメルリンギイ・イジマエを除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジ（フアスイアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキクス・カルポウイ）を除く。）</p>	<p>対象狩猟鳥獣</p> <p>ヤマドリ（スイルマテイクス・ソエンメルリンギイ）（亜種コシジロヤマドリ）スイルマテイクス・ソエンメルリンギイ・イジマエを除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジ（フアスイアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキクス・カルポウイ）を除く。）</p>	<p>捕獲等を禁止する期間</p> <p>平成二十九年 九月十五日か ら平成三十四 年九月十四日 まで</p>	<p>捕獲等を禁止する期間</p> <p>平成二十四年 九月十五日か ら平成二十九 年九月十四日 まで</p>

ツキノワグマ（ウルスス・テイベタヌス）	チヨウセンイタチ（ムステラ・スイビリカ）	ヒヨドリ（ヒプスイペテス・アマウロテイス）
三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域	長崎県対馬市	（略）
平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで

ツキノワグマ（ウルスス・テイベタヌス）	（新規）	ヒヨドリ（ヒプスイペテス・アマウロテイス）
三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	（新規）	（略）
平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで	（新規）	平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで

シマリス (タミアス・スイ ビリクス)	(略)	平成二十九年 九月十五日か ら平成三十四 年九月十四日 まで
------------------------	-----	--

2 法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
(略)	(略)
(削る)	(削る)

3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

- 一 一十一 (略)
- 十二 矢を使用する方法
- 十三 十五 (略)

別表第二 狩猟鳥獣(第三条関係)

科名	種名
動物界	
一 (略)	
二 哺乳綱	

シマリス (タミアス・スイ ビリクス)	(略)	平成二十四年 九月十五日か ら平成二十九 年九月十四日 まで
------------------------	-----	--

2 法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
(略)	(略)
ニホンジカ (ケルヴス・ニポン)	一頭

3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

- 一 一十一 (略)
- 十二 弓矢を使用する方法
- 十三 十五 (略)

別表第二 狩猟鳥獣(第三条関係)

科名	種名
動物界	
一 (略)	
二 哺乳綱	

(一) ねこ目	
(略)	(略)
いたち科	<p>テン（マルテス・メランプス）（亜種ツシマテン（マルテス・メランプス・ツエンスイス）を除く。）</p> <p>イタチ（ムステラ・イタツイ）（オスに限る。）</p> <p>チヨウセンイタチ（ムステラ・スイビリカ）</p> <p>ミンク（ムステラ・ヴィソン）</p> <p>アナグマ（メレス・メレス）</p>
(略)	
(一) ねこ目	
(略)	(略)
いたち科	<p>テン（マルテス・メランプス）（亜種ツシマテン（マルテス・メランプス・ツエンスイス）を除く。）</p> <p>イタチ（ムステラ・イタツイ）（オスに限る。）</p> <p>チヨウセンイタチ（ムステラ・スイビリカ）</p> <p>ミンク（ムステラ・ヴィソン）</p> <p>アナグマ（メレス・メレス）</p>
(略)	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年九月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。